

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （入学者の選抜） 第7条 入学者の選抜は、<u>当該学科・研究室等</u>において選考の上，教務委員会の議を経て，学長が行う。 〔省略〕 （指導教官） 第9条 第7条により選考を行う<u>当該学科・研究室等</u>は，選考の際に外国人研究生の指導に当たる<u>教官</u>（以下「<u>指導教官</u>」という。）を定めなければならない。 〔省略〕 （授業料の額） 第11条 検定料，入学料及び授業料の額は，<u>法令等の定めるところによる。</u> 〔省略〕 （授業の聴講） 第14条 外国人研究生は，<u>指導教官及び授業担当教官</u>の承認を得て，授業を聴講することができる。ただし，単位を取得することはできない。 〔省略〕 （退学等） 第16条 学長は，外国人研究生として適当でないと認めた者には，教務委員会の議を経て退学を命ずることができる。 2 外国人研究生が，退学しようとするときは，<u>指導教官</u>の意見書を添え，許可を学長に願い出なければならない。 （研究成果の報告） 第17条 外国人研究生は，在学期間満了の際，研究報告書を<u>指導教官</u>を経て学長に提出しなければならない。 〔省略〕	〔省略〕 （入学者の選抜） 第7条 入学者の選抜は，<u>当該講座・分野等</u>において選考の上，教務委員会の議を経て，学長が行う。 〔省略〕 （指導教員） 第9条 第7条により選考を行う<u>当該講座・分野等</u>は，選考の際に外国人研究生の指導に当たる<u>教員</u>（以下「<u>指導教員</u>」という。）を定めなければならない。 〔省略〕 （授業料の額） 第11条 検定料，入学料及び授業料の額は，<u>別に定める。</u> 〔省略〕 （授業の聴講） 第14条 外国人研究生は，<u>指導教員及び授業担当教員</u>の承認を得て，授業を聴講することができる。ただし，単位を取得することはできない。 〔省略〕 （退学等） 第16条 学長は，外国人研究生として適当でないと認めた者には，教務委員会の議を経て退学を命ずることができる。 2 外国人研究生が，退学しようとするときは，<u>指導教員</u>の意見書を添え，許可を学長に願い出なければならない。 （研究成果の報告） 第17条 外国人研究生は，在学期間満了の際，研究報告書を<u>指導教員</u>を経て学長に提出しなければならない。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は，平成16年4月1日から施行する。</u>